

みそ、しょうゆ若しくは食用酢製造の用に供する施設に係る課税標準の特例

《事業所税》

○事業所税に係るみそ・しょうゆ・食用酢製造業等の課税標準の特例

① 特例の対象施設

みそ、しょうゆ、食用酢の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設

② 特例の内容

資産割……控除割合 3／4

床面積から控除割合を差し引いて課税標準を算定します。

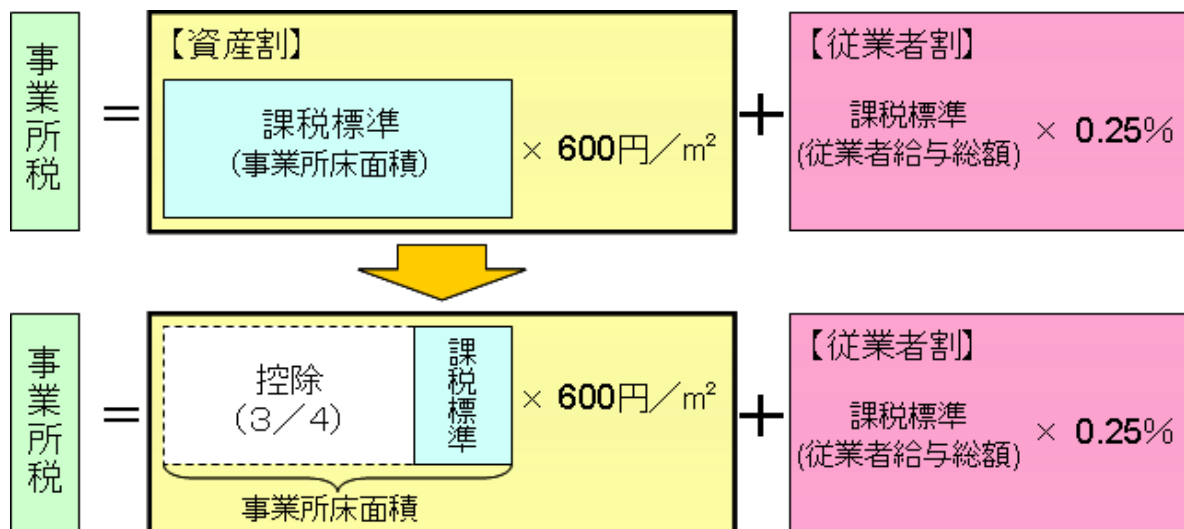
○事業所税

項 目		事業所税	
		資 産 割	従 業 者 割
納税義務者		事業を行う法人又は個人	
課税標準		事業所床面積	従業者給与総額
税率		1㎡につき年額600円	従業者給与総額の0.25%
免税点		床面積1,000㎡以下	従業員数100人以下
申告期限	法人	事業年度終了の日から2ヶ月	
	個人	事業を実施した翌年3月15日まで	

○課税標準の特例

項 目	資 産 割
対象施設	みそ、しょうゆ、食用酢の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設
課税標準	事業所床面積(3／4控除)

○控除例



事業所床面積5,000 m^2 の場合

控除面積 : $5,000\text{m}^2 \times 3/4 = 3,750\text{m}^2$

控除額 : $3,750\text{m}^2 \times 600\text{円}/\text{m}^2 = 225\text{万円}$

問い合わせ先

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課

【代表】03-3502-8111（内線4111）

【直通】03-6744-0480

※ 具体的な手続き方法等については、事業所税を課税している各地方公共団体等の税制窓口にお問い合わせ下さい。

【参 考】

○事業所税とは

- ① 都市環境の整備及び改善に関する事業の財源に充てるための目的税です。
- ② 一定規模以上の事業を行っている事業主に対して課税される税金で、事業所等の床面積を対象する「資産割」と従業員の給与総額を対象とする「従業者割」とに分かれます。
- ③ 法人は、事業年度終了の日から2ヶ月以内、個人は、事業を行った年の翌年3月15日までに申告が必要です。
- ④ 課税できる指定都市等は以下のとおりです。
 - ・東京都(特別区の存する区域)
 - ・政令指令都市
 - ・首都圏、近畿圏整備法の既成市街地、既成都市区域
 - ・人口30万人以上で政令で指定された市
- ⑤ 課税標準及び税率
 - ・資産割……事業所床面積1㎡につき600円
 - ・従業者割……従業者給与総額の0.25/100
- ⑥ 免税点
 - ・資産割……床面積が1,000㎡以下の場合
 - ・従業者割……従業者が100人以下の場合